

地方独立行政法人りんくう総合医療センター
第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果
(案)

平成28年8月

地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会

目 次

	ページ数
1 中期目標期間評価の方法	1
2 全体評価	2
(1) 評価結果と判断理由	2
(2) 全体評価にあたって考慮した事項	2
3 大項目評価	3
3-1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
(1) 評価結果と判断理由	3
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	3
3-2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
(1) 評価結果と判断理由	3
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	4
3-3 財務内容の改善に関する事項	
(1) 評価結果と判断理由	4
(2) 評価にあたっての意見、指摘等	4
3-4 その他業務運営に関する重要事項	
(1) 評価結果と判断理由	4
(3) 評価にあたっての意見、指摘等	5
今後の課題	5

1 中期目標期間評価の方法

地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）においては、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）の第 1 期中期目標期間の業務の実績に関する評価を次のとおり行った。

1 評価の基本方針

中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとし、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。また、評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。

2 評価の方法

評価は、「項目別評価」（大項目評価）と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、法人から提出された中期目標期間の業務実績に関する報告書を確認及び分析し、当該期間における中期目標の達成状況について、5 段階による評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別の結果とともに、特筆すべき取り組みや今後改善を期待する取り組みなどについて、評価結果報告書に記載するものとする。

なお、上記 1 評価の基本方針及び 2 評価の方法については、平成 23 年 8 月 31 日評価委員会において決定した「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」及び平成 28 年 7 月 22 日評価委員会において決定した「地方独立行政法人りんくう総合医療センターの中期目標期間評価実施要領」に基づくものである。

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

地方独立行政法人りんくう総合医療センターの第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価は、「概ね目標どおり達成している。」ものとする。

大項目評価において、第1住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項についての大項目評価は、平成23年度から順に、A、B、A、B、Aと中期目標・年度計画の達成に向けて「計画どおり進んでいる（A）」か「概ね計画どおり進んでいる（B）」であり、第2業務運営の改善及び効率化に関する事項についての大項目評価は、平成23年度から順に、B、A、A、A、Aであることから、いずれも「概ね目標どおり達成している。」と判断するものである。第4その他業務運営に関する事項についての大項目評価は、すべての年度においてA評価であることから、「目標どおり達成している。」と判断する。もう一つの第3財務内容の改善に関する事項について大項目評価は、平成23年度から順に、C、A、A、C、Cであり、各年度において目標を達成できなかった項目があったこと、また、この大項目は小項目数が少なかったため、小項目評価で仮にⅡが一つでもあると大項目評価がBではなくCになってしまうということもあり、「やや遅れている（C）」という評価が3事業年度においてなされたものである。しかしながら、「やや遅れている（C）」という評価が付いた年度においても、全体的な総合評価において、「概ね目標どおり達成している。」という評価に至ってきたことも勘案し、この大項目評価は「概ね目標どおり達成している。」と判断する。以上のことから、第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価は、業務実績全体について、総合的に判断することから、「概ね目標どおり達成している。」と判断したものである。

(2) 全体評価にあたって考慮した事項

- ① 市から示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である機動性・弾力性を最大限に発揮して、地域住民への安心・安全な医療の提供及び住民の健康の保持をより一層図ってきたところは評価できる。
- ② 期間中は法人理事会、幹部会、運営会議、経営企画会議等を定期的に開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を行い、中期計画における目標達成に向けて、職員一丸となって円滑な病院運営に努めてきた姿勢は同じく評価できる。

3 大項目評価

3-1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 評価結果と判断理由（評価できる点）

- 大項目評価は、**B評価（概ね目標どおり達成している。）**とする。
 - ① 質の高い医療の提供では、地域の医療機関との連携のもと、災害その他緊急時の医療への対応、救急医療、小児・周産期医療、がん・脳卒中・急性心筋梗塞をはじめとする高度専門医療の提供、先進医療の充実を図ってきた。
 - ② 救急医療については、救命救急センターとの統合により、脳卒中や循環器疾患患者の受入れは、窓口を一元化し、確実な受入れ体制を整備したことで、地域の救急医療の充実を図ることができた。
 - ③ 医療水準の向上のうち、人員確保・育成については、地方自治法等による職員定数の制約等のため、独法化前は、必要な医療スタッフを増員することが極めて困難であったが、独法化後は採算性を確保した上での医師、看護師及びその他医療スタッフの増員に取り組み、診療体制の強化による質の高い医療の提供や、看護体制の強化による手厚い看護の実施などによって医療機能の向上を図ることができた。
 - ④ 効果的な経営戦略の企画・立案を担う部署として経営戦略室を新設し、専門的知識や経験を有する者を効果的に採用することによって、事務部門の体制強化にも努めてきた。
 - ⑤ 独法化のメリットである自律性・機動性を最大限に発揮し、フロアマネージャーの配置、自動精算機の導入、入退院サポートセンターの設置、外国人診療の充実のための医療通訳ボランティアの受入・育成など医療提供体制の強化、診療機能の充実に向けた様々な取組みを実施し、医療サービスの向上に努めてきた。
 - ⑥ 地域連携室の機能強化により、地域医療支援病院の承認を取得し、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を、地元医師会等と協力して進めたことにより、紹介率や逆紹介率を向上させてきた。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ① 小児医療に関しては、地域医療機関と共同で行う病院群輪番制により救急医療を維持するとともに、小児科医の確保ならびに育成に努めたものの、地域の要望でもある一般小児科を診療するまでの小児科医の確保までは至らなかった。

3-2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 評価結果と判断理由（評価できる点）

- 大項目評価は、**B評価（概ね目標どおり達成している。）**とする。
 - ① 組織の運営管理体制の確立のため、理事会を筆頭に、幹部会や部門代表が参

加する運営会議など、経営状況等の報告や課題認識を引き続き共有化した。特に院内の課題解決に向け、月1回開催の幹部会を週1回に開催回数を増やし、スピード感を持って病院経営に努めている。

- ② 人事評価制度については、毎年、制度の検証を行い必要に応じて評価票等を見直し、医師については賞与へ反映した評価を実施した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ① 眼科の休診に伴い未熟児網膜症例の対応のため、応援医師の確保に努めているが、引き続き眼科医の確保に努めていって欲しい。
- ② 人事評価制度については、今後は評価方法等の課題の整理に努めて欲しい。

3-3 財務内容の改善に関する事項

(1) 評価結果と判断理由（評価できる点）

- 大項目評価は、**B評価（概ね目標どおり達成している。）**とする。
 - ① 医師及び看護師等を安定的に確保し病床稼働率の向上に努めた結果、中期計画期間中の5か年で医業収益は約36億円の増加となった。
 - ② 病床稼働率のさらなる向上のため、フリーアドレスの原則を徹底し柔軟な病床管理を実施した。
 - ③ 新たな施設基準の積極的な取得やリハビリ体制を強化し休日リハビリを充実した。また、効率的・効果的な手術室の運用を行い手術件数の増加に取り組むなど、入院収益の増収に努めた。
 - ④ 費用の削減では、地域冷暖房システムを廃止し、ESCO事業により施設内に新たな熱源設備を導入しエネルギー経費を削減した。また、院内の照明設備をLED化することで光熱費の削減を図るとともに、業務委託契約を見直しによる複数年契約や後発医薬品の採用拡大を行った。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ① 病床稼働率は高い水準ではあるが、医療制度改正に対応していくため、医師及び看護師等の医療体制の充実等を図ったことによる人件費の増加、医療収益の増加に伴う材料費の増加、消費税増税等の影響などにより収支不足が生じており、引き続き、経常収支比率の目標を達成するための努力は必要である。

3-4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 評価結果と判断理由（評価できる点）

- 大項目評価は、**A評価（目標どおり達成している）**とする。
 - ① 感染症に関する職員の危機意識と対応能力の向上を図るとともに、感染症患者の発生を想定して、感染症法に基づく患者搬送等についての研修会・訓練を

行った。また、重症急性呼吸器症候群（SARS）、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、最近では中東呼吸器症候群（MERS）等の新興感染症のアウトブレイクに備えて、迅速な受入れ体制を整えるとともに、感染対策の指導的な役割を果たすため、検疫所や大阪府などと連携協力を図った。

② 平成 25 年 4 月から大阪府立泉州救命救急センターと統合したことにより、三次救急患者の受け入れ後の病床の確保など、救命とりんくう双方の運営面での多くの課題を克服しながら、泉州地域の三次救急医療機関としての役割を發揮し、充実させることができた。

③ 地域医療再生計画の中で位置づけられた泉州南部の公的病院の医療機能の再編・連携の推進により、関係大学に寄附講座を開設し、医師確保に努めるとともに、病院間の診療情報を相互共有できるネットワークシステム（なすびんネット）を構築し運用した。

④ 初期研修医を集めるための魅力ある研修プログラムとして市立貝塚病院と泉州広域研修医・専門医育成臨床トレーニングプログラム「STARS」を策定した。さらに、初期、後期研修医から卒後 10 年目の若手医師などが臨床研修することができる臨床研修センター「サザンウィズ」を開設し有効活用を行った。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

① 病院間の診療情報を共有できるネットワークシステム（なすびんネット）の更なる機能拡充をめざして欲しい。

【今後の課題】

次の第 2 期中期目標期間（平成 28～32 年度）においては、救急医療や高度医療、先進医療を地域住民に提供するなど、公的病院としての使命を果たし、将来的にも安定した経営を維持し、地域医療の水準の更なる向上をめざすという住民に信頼される病院として、質の高い医療を安定的かつ継続的に提供できるよう努めていただきたい。その中で、この地域に小児科医が少ないことなども踏まえて、安心して子どもの育成ができる医療体制が必要という地域住民の要望にも応えるべく、小児医療体制の充実を図るべく、小児科医の確保に引き続き努めていただきたい。

また、医療環境の変化や患者の動向などを迅速かつ的確に把握・分析し、更なる効率的な病院運営を行うことで収支改善を図り、地域の医療機関、市及び大阪府と密に連携し、長期的に安定した経営基盤を確立しなければならない。そのためには、各種指標の目標値を設定し、PDCAサイクルによる効果検証や業務プロセスの改善など目標管理を徹底する必要があると感じる。